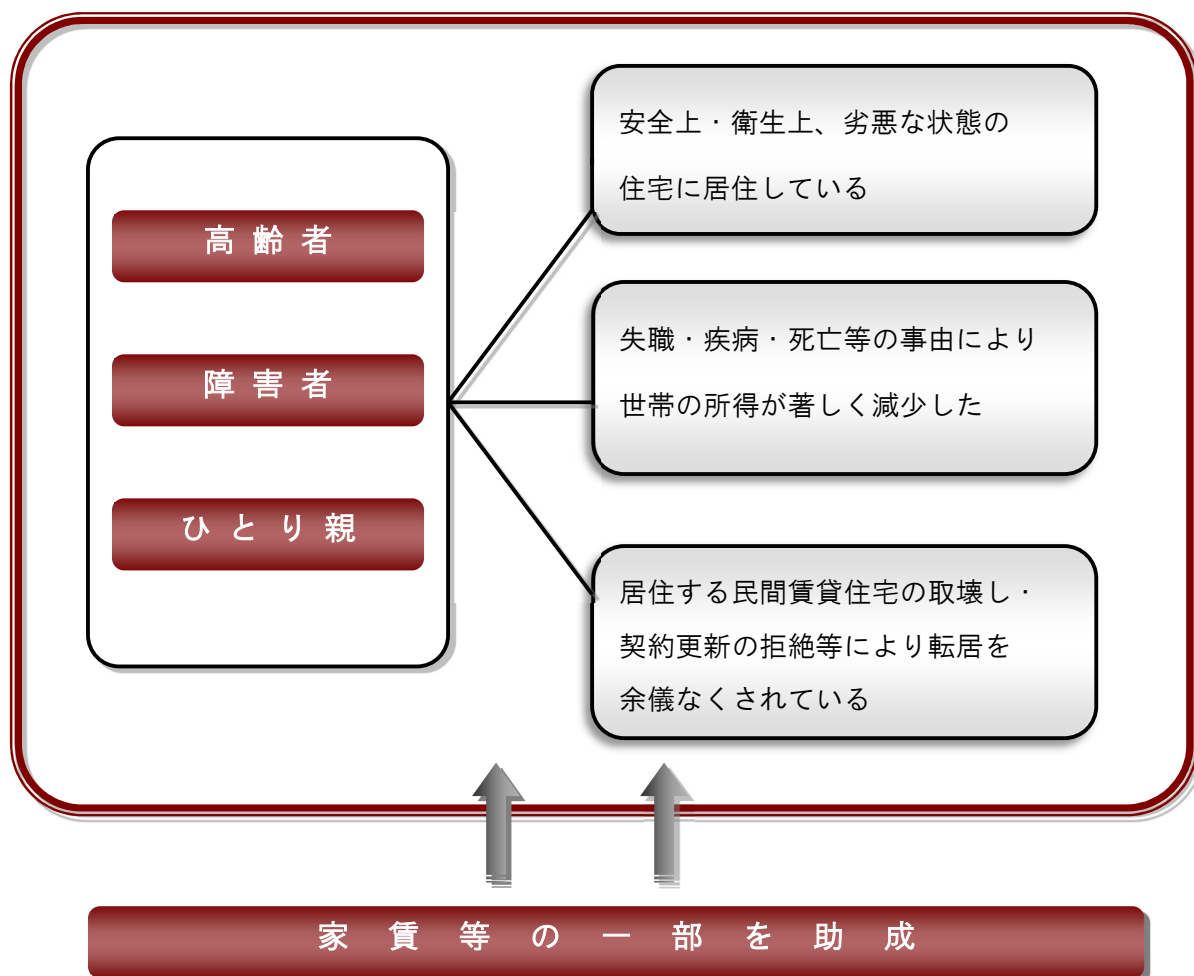


千代田区

居住安定支援家賃助成

令和7年10月1日現在



お問い合わせ先

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1
千代田区 環境まちづくり部 住宅課 住宅管理係
TEL 03-5211-4319 (直通)
FAX 03-3221-3410
Mail juutaku@city.chiyoda.lg.jp

対 象 世 帯

【A】・【B】・【C】のすべての要件を満たす世帯であること

【A】 【ア】～【ウ】 いずれかの世帯である

【ア】 高齢者世帯

- ・ 65歳以上の単身世帯
- ・ 65歳以上の方を含み、60歳以上の方だけで構成されている世帯

【イ】 障害者世帯

- ・ 身体障害者を含む世帯（身体障害者手帳4級程度以上）
- ・ 知的障害者を含む世帯（愛の手帳4度程度以上）
- ・ 精神障害者を含む世帯（精神障害者保健福祉手帳3級程度以上）

【ウ】 ひとり親世帯

- ・ 18歳以下の子※を扶養しているひとり親世帯・DV（家庭内暴力）被害者※世帯

※ 18歳に達する日の属する年度の末日(3/31)までの子

※DV（家庭内暴力）被害者は、18歳以下の子を扶養しており、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）第1条第2号に規定する被害者で、次の【ア】または【イ】のいずれかに該当する方です。

【ア】 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護又は母子保護施設において保護を受けてから5年以内である

【イ】 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内である

【B】 ①～③のいずれかの事由に該当する

- ① 居住している住宅・社宅等から1年以内に退去することを求められている（民間賃貸住宅の取壊し・契約更新の拒絶、世帯構成員の死亡などにより転居する必要がある）
- ② 安全上・衛生上劣悪な状態の民間賃貸住宅に居住している（詳細はP7記載。助成は転居一時金助成・火災保険料助成のみ。）
- ③ やむを得ない事由により世帯の所得が著しく減少した（世帯構成員の死亡・失職・疾病や、災害等による所得減少）
※離婚・定年・自主退社・自営業での経営不振による所得減少は含まれません。

【C】 以下のすべての条件に該当する

- ☐ 千代田区内に引き続き2年以上居住し、住民登録をしている
- ☒ 世帯の所得が以下の額よりも低い
 - ☐ 【B】①・②の事由に該当 → 月額20万円以下
 - ☐ 【B】③の事由に該当 → 月額10万4千円以下
- ☐ 同居する者全員が、住民税を滞納していない
- ☐ 生活保護を受給していない

助 成 内 容

【１】家賃助成

- ◆ 助成額 / 家賃等を基準にした計算により算出した額※
※ 助成額の計算方法についてはP 4～5 参照。
- ◆ 限 度 / 助成額：月額５万円まで ・ 期間：最長５年間
- ◆ 支給方法 / 家賃支払状況を確認後、３か月分の助成金を後払い。
４～６月分→６月、７～９月分→９月、１０～１２月分→１２月
１～３月分→３月の各月に対象世帯の口座に助成金を振り込み。

【２】転居一時金助成

- ◆ 助成額 / 礼金（権利金）と仲介手数料の合算額
- ◆ 限 度 / 家賃基準額または実際の家賃のうち、少ない方の３か月分まで
- ◆ 支給方法 / 礼金（権利金） 及び 仲介手数料の領収書を確認後の後払い。

【３】契約更新助成

- ◆ 助成額 / 賃貸借契約の更新のために支出した更新料の額
- ◆ 限 度 / 家賃基準額の１か月分まで
- ◆ 支給方法 / 契約を更新したことを証する書類 及び 契約更新料の領収書を確認後の後払い。

【４】火災保険料助成

- ◆ 助成額 / 加入した火災保険の保険料相当額
- ◆ 限 度 / ７，５００円まで
- ◆ 支給方法 / 保険証書 及び 保険料領収書を確認後の後払い。

家賃助成額の計算方法

(上限：月額50,000円)

$$\text{家賃助成額} = \text{A} - \text{B}$$

A = [1]と[2]のうち、いずれか低い方

[1]		住戸占有面積	家賃基準額	該当
1人世帯		20㎡～25㎡未満	74,000円	
		25㎡～30㎡未満	90,000円	
		30㎡以上	107,000円	
2人世帯		25㎡～30㎡未満	90,000円	
		30㎡～35㎡未満	107,000円	
		35㎡～40㎡未満	123,000円	
		40㎡以上	140,000円	
3人以上世帯		25㎡～30㎡未満	90,000円	
		30㎡～35㎡未満	107,000円	
		35㎡～40㎡未満	123,000円	
		40㎡～45㎡未満	140,000円	
		45㎡以上	150,000円	

[2]	実際の家賃	円
-----	-------	---

B = [3]との[4]のうち、いずれか高い方

[3]		月額所得金額			
		0円 ～ 18,000円	18,001円 ～ 65,000円	65,001円 ～ 123,000円	123,001円 ～ 200,000円
住戸占有面積	20㎡～25㎡未満	40,000円	43,000円	48,000円	53,000円
	25㎡～30㎡未満	49,000円	52,000円	58,000円	65,000円
	30㎡～35㎡未満	58,000円	62,000円	69,000円	77,000円
	35㎡～40㎡未満	67,000円	72,000円	79,000円	89,000円
	40㎡～45㎡未満	76,000円	81,000円	90,000円	100,000円
	45㎡以上	84,000円	90,000円	99,000円	111,000円

[4]	実際の家賃	× 0.4	× 0.5	× 0.6	× 0.7	円
-----	-------	-------	-------	-------	-------	---

〈例〉家賃助成額の計算方法

住戸占有面積：33㎡ / 家賃：100,000円
月額所得金額：40,000円



[1] 107,000円 > [2] 100,000円

→ [1]と[2]のうち、低い方は[2]100,000円

→ したがって、A = 100,000円

[3] 62,000円 > [4] 50,000円

→ [3]と[4]のうち、高い方は[3]62,000円

→ したがって、B = 62,000円



以上から・・・

助成額 = A - B

= 100,000円 - 62,000円

= 38,000円

この例の場合、家賃助成額は月額38,000円となります。

また、この例における[1]家賃基準額は107,000円です。

→ 転居一時金助成の上限は300,000円です。(家賃基準額と実際の家賃のうち、低い方の3か月分)

→ 契約更新助成の上限は107,000円です。(家賃基準額の1か月分)

助成を受けるまでの流れ

※ 必ず賃貸借契約の締結・更新の前に手続きを行ってください。

住み替えや契約をする前の手続き

- 【助成相談】下記の書類をご提出ください。（印鑑が必要です）
- ☐ ①住み替え相談申込書（区所定用紙）
 - ☐ ②住民票（続柄必要）
 - ☐ ③申請理由を証明できる書類（立退き要求確認書、住宅状況調査票など）
 - ☐ ④所得課税証明書
 - ☐ ⑤納税証明書
 - ☐ ⑥その他（障害者手帳、DV被害者であることがわかる書類など）

住み替え・契約

住み替えや契約をした後の手続き

- 【助成申請】下記の書類をご提出ください。（印鑑が必要です）
- ☐ ①助成申請書（区所定用紙）
 - ☐ ②同意書（区所定用紙）
 - ☐ ③転居後の住民票（続柄必要）
 - ☐ ④賃貸借契約書
 - ☐ ⑤契約金に関する領収書（礼金や仲介手数料、火災保険料等の領収書）

審査

- ◇ 助成できる場合
→ 助成決定通知書を送付します。
- ◆ 助成できない場合
→ 助成不承認通知書を送付します。

毎年6～7月頃に行う必要がある手続き

- 【現況報告書類の提出】
- * 毎年6～7月頃に、助成の更新手続きとして必要書類を提出していただきます。
 - * 世帯の所得等を調査した結果、助成額が変更される場合があります。
 - * 助成対象としての要件を欠く場合や、現況報告書類の提出を怠った場合は、助成打ち切りとなる場合があります。

安全上・衛生上劣悪な状態の民間賃貸住宅について

- ◆ 下表の中で該当する事項が2点以上あり、住環境を改善するための住み替えを行う場合に助成対象となります。
- ◆ 申請にあたっては、担当職員による現地・居室内等での実態調査を受けていただく必要があります。
- ◆ 安全上・衛生上劣悪な状態の民間賃貸住宅に居住していることを申請理由とする場合、助成は転居一時金助成・火災保険料助成のみです。（家賃助成・契約更新助成はありません。）

	事 項	状 態
1	住戸占有面積	住戸占有面積が次の条件を満たす 1人世帯…20㎡未満 2人世帯…25㎡未満 3人世帯…35㎡未満 4人以上世帯…45㎡未満
2	構 造	住宅の構造が高齢者・障害者の生活に適していない
3	台 所	台所が他の住戸と共同である
4	ト イ レ	トイレが他の住戸と共同である
5	風 呂	住戸に風呂が設置されていない
6	昇 降	エレベーターのない住宅の3階以上に居住している
7	建 物	倉庫等、住宅以外の建物に居住している

そ の 他

- ◆ 立退き料や移転補償料を受領している場合は、助成額の計算方法が異なります。
- ◆ 助成金は、所得税法上の雑所得に含まれます。助成金を受給することで確定申告をする必要が生じる場合がありますので、ご注意ください。
- ◆ 住み替え先の住宅は、千代田区内の民間賃貸住宅をご自身でお探してください。
- ◆ 月額所得金額の算出には、下記の計算式を用います。

$$\text{月額所得金額} = \frac{\text{入居者・同居親族の合計所得} - \text{公営住宅法で定める控除額}}{12}$$

公営住宅法で定める控除一覧	
同居親族または扶養親族	1人につき38万円
特定扶養親族 (所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の人)	1人につき25万円
老人控除対象配偶者または老人扶養親族	1人につき10万円
特別障害者 (身体1・2級、精神1級、療育A)	1人につき40万円
障害者 (身体3～6級、精神2級、療育B1・B2)	1人につき27万円
寡婦	27万円
ひとり親	35万円